

平成27年10月5日

答申第604号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者が以前開示を求めた「平成20～24年度の決算において訂正情報を公表することなく過年度の財務諸表の金額を訂正した内容（訂正科目、金額、訂正理由）が分かる内部文書」および「NHKとして内規上決算訂正に関してどのような報告・承認の基に処理することになっているのかが分かる内部文書」に対してNHKが開示した文書について、① 開示の判断に時間を要するとした理由が内規に適合していると判断した根拠、② 開示を受けた文書を開示文書として正当化する内規等、③ 情報公開部が開示請求に沿った開示文書を提出するためにどのような業務を実施することになっているのかがわかる文書について、開示の求めがあった。

NHKは、①および③は開示したが、②は文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月5日（第225回審議委員会）

第619号諮問、審議、答申